

平成 22 年度第 1 回高槻市都市計画審議会会議録

開催日時 平成 22 年 7 月 2 日(金) 午前 10 時～午前 11 時 13 分

開催場所 市役所本館 3 階 第 2 委員会室

出席状況 出席委員 16 名、欠席委員 4 名

傍聴者 5 名

案 件 第 58 号議案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

その他 報告案件

1. 高槻市都市計画マスタープラン改定について

2. 高槻市景観条例に基づく景観重点地区の指定について(JR 高槻駅北東地区)

開会

・奥本市長より挨拶

皆さん、おはようございます。平成 22 年度第 1 回高槻市都市計画審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて本市では、交通環境の整備や中心市街地の活性化など都市基盤の整備に向け、将来に向けた社会を構築するため「都市機能の充実」に取り組んでおります。このようなところから、具体的な都市計画を定めるため、これまでも、本審議会でいろいろご審議をいただいてまいりましたが、先ず、新名神高速道の整備をはじめ、その関連道路となる都市計画道路南平台日吉台線は、平成 20 年 7 月に本審議会から都市計画変更のご承認をいただいた後、本年 4 月には、新名神推進課を設置するなど、組織体制を充実させながら、早期の整備促進が図られるよう関係団体とも連携をいたしまして、国等へも強く要望するなど取り組んでいるところでございます。

また、同年 7 月に土地区画整理事業等の都市計画決定を行いました、JR 高槻駅北東地区都市開発事業でございますが、この春には関西大学高槻ミュージックキャンパスの開校や、西武パーキング館の駐車場が利用可能となるなど新たなまちとしての第一歩を踏み出しております。本年度は、この地区に直結する弁天踏切橋梁化事業を、この 12 月の完成に向け、本市が取り組むとともに、この橋梁の連結するデッキや、古曽部天神線を整備いたします土地区画整理組合に対しまして、本市の玄関口にふさわしいまちづくりとなるよう、引き続き、指導・誘導・支援をしてまいりたいと考えております。

さらに、本市の都市計画行政の基本方針となる都市計画マスタープランにつきましては、後ほど事務局から報告いたしますが、第 5 次の総合計画となります「総合戦略プラン」と連携を図りながら策定作業を進めているところで、素案の作成後、パブリックコメントの実施などを経まして、本審議会へ諮問させていただく予定でございます。

最後になりますが、本日ご審議いただく付議案件は「建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」の 1 件でございます。これは、市域の北

半分が森林でございまして、本市の特徴を活かすべく、この4月に国の認定をいただきました「バイオマスタウン構想」の中核をなす施設の立地についてお諮りするものでございます。後ほど事務局からご説明申し上げますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、まことに簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

・事務局より出席委員及び行政側出席者紹介

案件1 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

(会長)

これから本日の案件の方、進めさせていただきたいと思っております。

本日の案件ですけれども、議事次第にございますように、「建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」ということでございます。この案件は、バイオコークスの加工工場に関する審議事項だと聞いておりますので、付議案件のご説明の前に、まずバイオコークスとは何かということにつきましても、ぜひみなさんのご理解を深めていただいた上で、ご審議いただければというふうに考えてございます。これがバイオコークスです。みなさんのお手元にあるかもしれませんが、このバイオコークスの概要につきまして、最初に事務局からご説明させていただきたいというふうに考えておりますけれども委員の皆様いかがでしょう。

<異議なしの声あり>

よろしいですか。では最初にバイオコークスの概要につきまして事務局の方からご説明いただければ、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それではまずバイオコークスの概要について、農林課主幹からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

農林課主幹の北でございます。よろしくお願いいたします。少しお時間をいただきまして、高槻市における「バイオコークス」事業の概要につきまして、特に、その位置づけと、「バイオコークス」とはどのようなものかを中心にご説明を申し上げます。会長の方から少しお話がございましたが、お手元にバイオコークスのサンプルをご用意いたしました。ご覧いただきたいと思います。それでは、説明に入らせていただきます。

まず、高槻市における「バイオコークス事業」の位置づけについてでございます。先ほど市長の挨拶にございましたが、高槻市では、国が進める「バイオマス・ニッポン総合戦略」に沿いま

して、平成 21 年度に「高槻市バイオマスタウン構想」を策定し、本年 4 月 30 日に国において認定を受けたところでございます。本構想の内容でございますが、大きく 2 点にまとめることができます。一つは、市域の約 2 分の 1 の面積を占めます森林資源の有効活用を図るため、現行の木質ペレットの生産に加えまして、「バイオコークス」製造の事業化により、間伐材等の未利用木質バイオマスの利活用の促進を図りますとともに、稲わら、もみがらのたい肥化などの農産系の未利用バイオマス資源の利活用を図ること。2 点目といたしましては、廃棄物系バイオマスについても、たい肥化や BDF 化の検討などの推進によりまして、「バイオマスタウン」として、森林保全と災害防止を図りまして、地球温暖化防止への貢献を目指すことを構想の内容としております。特に、本構想の具体化にむけまして、未利用木質バイオマスの利活用の促進の核となる事業として、「バイオコークス」事業を位置づけているところでございますのでよろしくお願いいたします。

この画面では、タウン構想の中で、バイオコークス事業と新たな木材利用のフローを表しておりますが、特に、森林整備に関しましては、従来の木材利用と木質ペレットや、今回計画いたしておりますバイオコークスの事業が契機となりまして、木質バイオマスの利活用により、持続可能な森林整備が促され、下流域に人口集密地域を抱える本市の、災害防止など安心・安全のまちづくりに貢献することを目指すことを意図しておりますのでよろしくお願いいたします。

では、間伐やその搬出作業などの林内作業の現状を説明いたしますと、これまで、林道付近の比較的容易なところから、ワイヤー架線搬出などの手間のかかる方法で搬出作業を行っていたところですが、現在は、このようなフォワーダやグラップル付きバックホウの高性能林業機械を導入することで、間伐材の効率的な搬出作業が可能になりまして、間伐やその搬出効率の向上が図られてきております。こうした、間伐材等の林地残材を利活用するため、距離的に有利に位置する山間部で建設を予定しているバイオコークス工場へ搬出することといたしておりますのでよろしくお願いいたします。

では、次に、今回、製造を目指しますバイオコークスとは、どのようなものかについて、ご説明を申し上げます。少し、専門的にもなりますが、ご容赦をお願いいたしまして、まず、その物理的特性についてでございます。お手元のバイオコークスは黒く変色しているので炭のように見えますが、炭化したものではございません。正確に言いますと、熱を加えていくと、ガス化領域を経て炭化領域に進みますが、このガス化領域の手前のもので、ここには、可燃ガス等も含まれておりまして、ここにバイオコークスのバイオコークスたる所以でございまして、基本特許に係る部分があるとご理解たまわればと考えております。したがって、炭などでは、原料の水分や可燃性ガスを放出するため 6 キログラムの原料から 6 キログラムの炭を作ることはできませんが、バイオコークスは同量で作ることができます。したがって、100%重量収率となります。また、バイオコークスにつきましては原料によって多少の違いはありますが、圧縮して作る関係から、最高圧縮硬度は、100~200 メガパスカルということで、おおむね一般的にはフライパンの硬さ、叩いたときにへこむ程度でございます。そういう硬度を意味しています。また、真比重 1.4 という値を示しております、バイオマスをこれ以上固められない値と言われております。また、脱化石化資源といたしまして、石炭コークスの代替 20%を目指すということでございます。以上が、バイオコークスとはどのようなものかについての説明でございました。

では、バイオコークスの製造工程にうつりたいと思いますが、画面の左上の 1.が充填工程でございまして、破碎した木くずを反応器に充填しています。それが約 10 分程度の時間を要します。

次に右上の加圧工程に移りまして、加圧シリンダーによりまして 20 メガパスカルの圧力をかけます。この圧力の大きさは 1 平方センチメートルに対して 200 キログラム加圧するぐらいの強さです。次に左下の加熱工程、これが約 30 分程度、温度は約 180℃です。180℃というのは天ぷらを揚げる温度とされています。次に 4.右側の下でございまして、20℃になるまで冷却し、排出いたします。所要時間は 1 時間 30 分程度でバイオコークスができることとなります。このような形で作られることをご理解たまわれればと思います。

次に、森林・林業におけるバイオコークスの魅力に少し触れておきますと、スギ・ヒノキなどの樹木は林齢にもよりますが、半分ほどしか用材として利用されず、残りは林地残材として放置されることが多いのが現状です。バイオコークス製造を森林・林業施策に組み込むことによりまして、未利用であったものも原料として利用することができまして、収益力の向上につながることであり、放置林の解消をなくし、ひいてはオペレーター等作業員の雇用の創出にも波及効果が期待できることとなります。また、その特色といたしましては、バイオコークスは、木質バイオマスを始めとする植物由来のバイオマスを原料として、加熱圧縮して、固形化して、鉄を溶かすエネルギーにしようとするものでございまして、このバイオコークスにつきましては、産業界に販路を求めて行こうとする試みということでございまして、日本では初めてでございまして、そうした意味において世界でも類をみない取組みでございまして、ぜひよろしくお願いいたします。

では、現在、わが国で石炭コークスはどの程度使用されているかといいますと、高炉では約 3,000 万トン、ゴミ熔融炉では数十万トン、鑄造炉、いわゆるキュポラ炉でございまして、約 50 万トンで、また電炉におきましても数十万トンが使用されておきまして、石炭コークスにつきましては、現在も大量に消費されている現状がございまして。

この画面は、キュポラ炉の使用過程を表しておりますが、現在のバイオコークス研究では、キュポラ炉に使用される石炭コークスの 20%代替が可能とされています。画面をご覧くださいますと、アニメーションが動いておりますが、この中で、黒いものがコークスであり、白いところが鑄鉄用の鉄くず、いわゆるインゴットです。一番下から鑄鉄が排出されます。そういう形でキュポラ炉は使用されています。コークスの 20%代替を目指しているということをご理解たまわれればと思います。

現在の実証実験の状況を簡単にふれておきますと、平成 20 年 4 月から 7 月初旬にかけて、この基本特許をもっています近畿大学では、トヨタ自動車のエンジン部品を製造しているトヨタ自動織機の愛知県東知多工場において、実用大型鑄造炉、キュポラ炉でございまして、実証試験を行っておりまして、本年 5 月末にも実証実験を実施しております。その結果でございまして、通常の製品製造過程において、バイオコークスが、石炭コークスの少なくとも 11.4%を代替できることが確認されております。その他、バイオコークスを混合することによって製品製造工程への影響はなかった。また、バイオコークスの熱分解ガスによりまして、先ほど製造工程の中でガスが入っていると申しましたが、燃焼効果で石炭コークスのみの場合より、炉内温度が上昇し鉄源の溶解速度が速まったということの実証結果が出ております。

最後に、バイオコークスの環境保全効果に触れておきますと、石炭は化石燃料の中でも燃焼時に多く温暖化ガスを放出いたしますが、バイオコークスは地表のバイオマスを原料としておりますので、カーボンニュートラルとされております。1 トンの石炭コークスで、3.2 トンの CO₂ 削減効果が見込めるとされております。現在、排出権取引が国際間で行われておきまして、わが国

などの先進国が目標値をオーバーした温暖化ガスを途上国に省エネ技術の提供や資金提供が行われておりますが、その CO2 排出権取引を参考に、1 トン当たり 1,300 円程度の取引価格を参考にいたしますと、あくまでも試算値で恐縮ですが 4,160 円の経済効果が生まれる可能性も秘めていることとなります。また、化石燃料に含まれています硫黄酸化ガスは、バイオコークスの場合はゼロでございます、酸性雨抑制効果もあるということです。

少し時間が長くなりましたが、お許しいただきたいと思えます。以上が、バイオコークスに関する概要説明でございました。ご清聴ありがとうございました。

(会長)

はい、ご説明ありがとうございます。ただ今ご紹介いただきました内容につきまして、質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。では、さっそくですが、本日の付議案件第 58 号議案でございます「建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」についてのご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、本日の付議案件につきまして、お手元の資料とともに前方のスクリーンをご覧いただきながら説明をさせていただきます。本日、説明に関しましては、議案書の説明は私のほうから、資料並びに参考資料の説明につきましては、建築指導課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、お手元の議案書 58-1 ページは、この度の案件について、高槻市長から都市計画審議会会長に付議した書面でございます。

次に議案書 58-2 ページでは、建築基準法第 51 条ただし書の規定による「処理施設の用途に供する建築物の敷地」の位置について示しております。記載内容を申し上げますと、まず施設の種類としては、産業廃棄物処理施設で、その位置としては、高槻市大字中畑 小字寺谷 33 番、41 番から 44 番、511 番及び 512 番でございます。また、面積といたしましては、8,235.28 平方メートルでございます。

次の議案書 58-3 ページの理由として、本審議会に付議する理由でございますが、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、産業廃棄物の処理施設の増築にあたり、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁において、本案のとおり許可をしようとするにあたり、本審議会のご意見を伺おうとするものでございます。議案書における説明は以上でございますが、3 点ばかり、補足説明をさせていただきます。

まず 1 点目に建築基準法第 51 条の規定の内容について、説明をさせていただきます。この 51 条では、「汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」と規定しておりまして、当該計画の産業廃棄物処理施設は、その他政令で定める施設に該当するものでございます。

また、同条にはただし書の規定があり、「特定行政庁が、「都道府県 都市計画審議会」の議を経てその敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。」と規定

しております。このようなところから、本日はこのただし書を適用するにあたり、都市計画上の観点から、ご審議をいただくものでございます。

次に2点目といたしては、この51条の許可手続きの流れについて、説明を申し上げます。今般、事業者から特定行政庁である本市に対し建築基準法第51条の許可申請がありましたことから、この8月に開催予定の大阪府都市計画審議会の議を経るに先立ちまして、本日、本市の都市計画審議会に付議させていただき、その意見を伺うものでございます。

最後に3点目としまして、本案件に関する都市計画上の視点を申し上げますと当該敷地及びその周辺地域における土地利用、交通環境、周辺環境などの視点から、当該施設の敷地の、位置に関する都市計画上のご意見をいただいて参りたいと存じます。以上、議案書にもとづく説明をさせていただきましたが、引き続きまして建築指導課長から、資料等に基づく説明をさせていただきます。

(事務局)

つづきまして、資料及び参考資料につきまして、私の方からご説明させていただきます。

今回申請された処理施設の計画内容でございますが、施設名としましては、今回計画施設がバイオコークス加工場。既存施設がペレット工場棟、堆肥作業棟で、処理能力は、1日あたり最大処理量、100.6トンでございます。また、既存の処理能力は1日あたり30.8トンでございます。処理内容は、今回計画分が、バイオコークス加工処理及びチップ化処理で、既存処理は、減容固化処理いわゆるペレット加工処理及び堆肥化処理でございます。処理される材料は、本市の林業の整備により発生する間伐材や、公園、街路樹の剪定により発生する木くずである生木でございます。

本案件の敷地の位置は、JR高槻駅より北へ15キロメートルほど行った、本市の北部地区である榎田地区に位置しており、府道枚方亀岡線より府道柚原向日線を東へ約1.2キロメートルほど行った所に位置しております。次に区域区分でございますが、本件敷地を含め、周辺は用途地域の指定がなく市街化調整区域でございます。

ここが、計画地でございます。これが、敷地周辺の航空写真です。周辺の土地利用状況ですが、敷地の隣接に住宅が建っているほか、府道柚原向日線沿いに、住宅、自動車工場、及び喫茶店等が点在しております。それ以外は、森林及び田んぼとなっております。また、隣接しております住宅は事業者の社宅でございます。

次に、施設の配置等でございます。敷地面積は、従前の敷地より北側に、1,972.97平方メートル拡大し、合計8,235.28平方メートルでございます。今回敷地の増加したこの部分に、バイオコークス加工場を増築するものでございます。既存施設としまして、ペレット工場棟、堆肥作業棟がございます。また、屋外粉碎機作業ヤードがございます。それぞれの施設の建築面積及び延べ床面積は、増築されるバイオコークス加工場が、建築面積600平方メートル、延べ床面積600平方メートルで、既存のペレット工場及び堆肥作業棟が合わせて、建築面積894.32平方メートル、延べ床面積881.82平方メートルとなっております。また、敷地の周囲には、幅員3メートル以上の植樹帯を設けることとしております。

次に、当該施設への搬出入経路は、開発により築造された幅員6メートルの前面道路を介し、幅員約6.8メートルの府道柚原向日線及び府道枚方亀岡線で行います。この搬出入経路につつま

しては、地元説明会において事故等のない様にして欲しいとの要望があり、事業者からは、適切に対応すると回答しております。

つづきまして、生活環境影響調査の予測結果についてご報告いたします。生活環境影響調査につきましても、大気質、騒音、振動及び悪臭につきましても、施設の稼働、及び運搬車両について影響調査を行いました。その結果、全ての調査項目におきましても、法令等の基準値を下回る予測結果となりました。なお、その数値結果につきましても、本日配布いたしました参考資料追加分をご参照ください。

高槻市の考え方としましては、都市計画上の観点からは、まず、土地利用の観点からは、当該施設は市街化調整区域にあり、当該施設の立地によって市街化が促進されるものではないこと。次に、交通環境の面においては、施設立地に伴い府道柚原向日線の増加する交通量は約4%となっており、交通環境への影響はほぼないこと。

さらに、周辺環境の面では、生活規模が小さく生活環境影響調査の予測結果からは周辺環境への影響はほぼないとされていること。以上のことから、当該施設の位置については都市計画上支障がないものと判断しております。以上で、資料、参考資料につきましてもの説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今、議案の説明が終わりました。これから皆様方のほうの質疑に入っていきたいと思えます。何かご意見、ご質問がございましたらどうぞよろしくお願ひいたします。

(A 委員)

はい。質問ではないのですが、今の説明でしたら、近隣の鉄工所とか喫茶店とかあるようですが、その人達からは今の説明では、事故のないようにして欲しいというような要望を聞いているわけですが、それ以外にも、もしあるとしたら、お聞かせ願ひたいのと、アセスは問題ないということなんですけれども、アセスそのものは法定基準を下回っているからいいというだけではなくて、もともと法定基準そのものが、日本の場合、甘いという部分がありますので、実際に稼働して付近住民の方から要望とか、そういうものが出た場合には、出来るだけ誠意をもって対処していただきたいということを申し上げておきたい。以上です。

(会長)

今のは、ご意見、ご質問ですか。

(A 委員)

意見と、住民の方からこれ以外にも意見があったのかという質問です。

(会長)

質問に対して、事務局よろしくお願ひ致します。

(事務局)

地元説明会は4月20日に行われました。出席者の方は、地元9名おられたということを知っています。その中で質疑で言われたことを言いますと、交通災害の徹底と工場付近の最徐行の徹底をしてほしい。地元のコミュニケーション作りをお願いしたい。必要に応じて地元との話し合いを持って欲しい。出来れば雇用の場の創設などをして欲しい。ということはその当時の要望として挙がっておりますが、それについては出来るだけ対応するという事を事業主の方から回答させて頂いたということを知っています。

(A 委員)

はいわかりました。

(会長)

よろしいですか。また、環境の面についてもこれからも充分配慮していくように話し合っ、この点につきましても事業者さんと意見交換をいただければと思います。

他にご意見は。

はい、お願いいたします。

(B 委員)

私も当該地区の近くに住んでいまして、現地も良く知っているのですが、今、A委員の方から質問があったのと同じような質問になるのですが、バイオコークスの先ほどの説明では原材料を含めた搬出のルートとして、柚原向日線と枚方亀岡線ということでありました。そこで材料の先ほどの説明での原材料が高槻北部の原材料を主にするのか、それとも大阪府下の全地域からそういう原材料を調達して行って、それを工場に搬入していくということになるのか、その辺がひとつ。

それから説明会が4月の20日に行われて、9名の方が参加されたということですが、私もあそこを何回も通る中で、かなり騒音が激しく、とくに東西の中畑地域のみなさんが「大変、昼騒音がひどい時があったんです。」とこういうお話だったんですが、その辺で、今とくに、今まではその時期であって、今回バイオコークスの事業をするということになれば、とくにそういうことは、生じないような状況がでてくるのかどうか、特にどういう作業をされておったのか私ももうひとつ熟知してなかったもので、状況というのは今後、そういう問題が起こってこないか、こういうことがひとつ。

説明会は、中畑という当該地域中心なのか、交通の関係からいきますと、樫田地域ですが、田能、中畑、そういう所が当該地域になってくる。9名参加された中には、中畑以外の方も含めて参加されて、そういうご意見もあったのか、それをちょっと補足いただきたい、そのように思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今のご意見、ご質問に対してご回答よろしく申し上げます。

(事務局)

1 点目の資材搬入はどうかというと、先ほどご説明申し上げましたように、我々といたしましてはまず、高槻の森林の整備を図るということで機械化を導入いたしまして、高槻のものを中心としていきます。府下につきましては、年間 2700 トン生産予定いたしておりますが、すべてを高槻だけでまかなわれないというふうに事業者から聞いておまして、府内産も視野にも入れている所であります。量につきましては、正確には申し上げられませんが、その様な形でバイオコークスにしていくとご理解賜りたいと思います。

(事務局)

騒音の方でございますが、現在稼働している施設による騒音というのがほとんどでして、今回の加工工場を作るにあたり、それは建物の中に施設自体を納めるということで、ほとんど騒音は外に出ないということを知っておりますので、基本的に予測された内容でいけば、現在作業されている内容の騒音がほとんどということで、今以上騒音が大きくなるということは考えておりません。地元の説明会については、こちらは説明資料をいただいただけで、どういう方々が参加されたかというところまでの把握はしておりませんので、中畑地区の地元自治会との話し合いということなので、中畑の自治会の方々が出席されたものだと解釈しております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(B 委員)

最後におっしゃったのを出来ましたら、こういう工場が出来るということが、檜田地域のコミュニティのみなさんにきっちり説明できるような、そういうことをひとつ努力いただきたいなということが一点。

それから、先程原材料の搬入については、これは、都計審の課題ではないのですが、高槻市がそれなりの援助・支援をしながらやっていくとこういうことになりますと、出来るだけ高槻の資源を有効利用していくと、こういうことを視点においてしていかないと、こういうことが二点目です。

三点目には、先ほど映っていましたあの地域にあります、喫茶店、それから自動車工場、あの周辺の道路がたいへん環境としてはあんまりいい状況でない、整備がされていない、そういうことで、今のこういう梅雨の時期や雨が降った時には、かなり水が氾濫し、周りにいい状況が生まれてない、そういうことからして地域、周りの環境整備ということを併せて、そういうことについては検討いただいて整備をいただくということを、是非ともお願いしたいと申し上げておきます。

(会長)

はい、ただ今、ご意見いただいたということでよろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ございましたらいかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

(C 委員)

いずれにいたしましても、本日の案件は建築物の敷地の位置を決定するということですが、本市の先ほどから出ています市域の半分近くを山林が占めていて、その中で当地を選ばれたことですから、総合的に判断してですね、適当な地を選定された。特に森林組合が申請されているわけですから、これを基本的といいますか、拡大するような形での建築物で、私は建築基準法等その他の法令に照らして、あとの細かいことにつきましては、逐次、整備をしないといけないと思いますけれども、今日の敷地の位置については適当な位置でないかと意見して申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

(D 委員)

車の台数が4%ぐらい増えると聞いてたんですが、説明があったのですけれども、大体何トンぐらいの車が入り出すのか、それちょっとお願いしたいのと、騒音のことでペレットの関係の騒音が、今、外でやってるような感じなので音がよう聞こえるのところがうかと。たとえば名神でも防音壁でもしたらだいぶ音が違うので、そのへんをもうちょっと考えてもらって改善を、今まで現在のやつを改善してもらってしたらどうかなと思います。今回はちょっと聞いたら、建物の中やからまあ大丈夫だと思います。

(会長)

はい、ご意見ありがとうございます。

事務局、よろしく願いいたします。

(事務局)

今の交通量に関しての説明だけさせていただきますと、府道柚原日向線の平日の24時間交通量が1743台と結果が出ております。その中で、今回の施設に伴いまして増える車両というのが、10トン車29台、これは片道になりますので往復で58台増えるということで、この数が4%増えますということでございます。それと既設の騒音でございますが、言われたように屋外でやっている作業についての音がほとんどで、そこについては一部防音壁等を現場でやってる部分がございますが、それでもって55ホーンにとどめることが精一杯というところで、出来るだけそういう面については、環境に配慮するような形で指導させて頂きたいと思いますがよろしく願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

(C 委員)

いずれにいたしましても、世界的に類を見ない非常に先進的な事業を高槻市長をはじめみなさ

んがなされた、高槻市が誘致していただいたから、そのところを踏まえて判断して、そしてまた檜田地区の位置についても私は適当だと思います。細かいことは今後また出てくるとは思いますけれども、前向きな中の事業ですから、皆が知恵を働かせ、いい方向にもっていければと思います。位置については審議会としては良として結論を与えたらと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただ今、C 委員からご意見、話ができましたけれども、特にご意見、ご質問がなければこういう方向で、原案通りの承認をさせていただきたいというふうに考えてございますが、いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

ありがとうございます。

ただ今出ましたご意見につきましては、事業者の皆さんとお話いただきまして、出来るだけ、せっかくな施設を作るわけですから、市民の皆様から、あるいは府民の皆様から応援して下さるような主旨になっていけば、非常にありがたいというふうに思いますので、ぜひともそういう方向で取り組みいただければありがたいというふうに考えてございます。

ただ今異議なしということでございますので、原案通り承認させていただくというふうに答申させていただきたいと思います。ありがとうございました。

その他 報告案件

(1)高槻市都市計画マスタープラン改定について

(2)高槻市景観条例に基づく景観重点地区の指定について(JR 高槻駅北東地区)

(会長)

それではですね、議案にありますその他の案件ということに移りたいと思います。

こちらにつきましては、事務局の方で案件としてあるものがありましたらどうぞご紹介いただきたいと思います。

(事務局)

ただ今、資料をお配りさせていただいておりますが、少しお時間をお借りいたしまして、報告案件を 2 件お願いしたいと考えてございます。案件の 1 点目は「高槻市都市計画マスタープラン改定について」ということでございます。2 点目は「高槻市景観条例に基づく景観重点地区の指定について(JR 高槻駅北東地区)」でございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

(会長)

それでは、報告案件 1 の方からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは本日の報告案件の1でございます、高槻市都市計画マスタープラン改定について、お手元の資料とともにパワーポイントを用いまして、報告させていただきます。本日報告させていただく内容は、目次にもございますように「1の高槻市都市計画マスタープランについて」から「7の将来都市構造図(案)」までの7項目でございます。また、参考資料として「市民アンケート調査結果」などの資料をお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、項目1の「高槻市都市計画マスタープランについて」は、昨年11月の本審議会にその役割などについて報告させていただきましたので、本日は項目2の「主な取組と今後の予定」から説明させていただきます。改定に向けた主な取組経過といたしましては、平成20年4月より基礎調査として、現況調査などを行い、平成21年1月には市民意向を把握するためのアンケート調査を実施しております。平成21年7月からは、マスタープランの改定に向けて庁内組織を設置し、策定作業を開始するとともに、マスタープランの検討委員会において、学識経験者の方々から専門的なご意見も伺いながら、策定作業を進めているところです。また、平成21年11月から12月にかけては地域懇談会を開催し、32地区コミュニティを対象に7地域で意見交換会を実施しております。

次に、今後の予定ですが、本年9月頃には素案を作成し、その説明会を開催していく予定です。また、10月頃に、その素案に対しパブリックコメントを実施し、これらの状況は、11月頃、本審議会にて報告させていただきたいと考えております。さらに、来年2月頃には、本審議会において諮問させていただきまして、3月頃には計画策定を行って参りたいと考えております。

次の、項目3、都市の特性と都市づくりの課題については、まず、1点目として、住み続けられる持続可能な都市の形成、2点目として、地域資源を活かした戦略的な都市づくりの推進のほか、大きく7つに課題をとりまとめたところです。

次に、項目4の都市計画マスタープランの改定の視点については、まず、1点目として、総合戦略プランとの整合、2点目として、暮らしの豊かさと安全安心のほか、これらの5つの視点を踏まえて、改定に取り組むものとしております。

次の、項目5の都市づくりの基本理念と目標について、現時点における案を説明させていただきます。上位計画となる総合戦略プランにおける6つの将来都市像と、2つの重点目標を踏まえ、計画期間を平成23年度から32年度とした改定都市計画マスタープランの都市づくりの基本理念といたしましては“住みたい・住み続けたい・訪れたいまちたかつき”を掲げております。この基本理念を基に、都市づくりの4つの目標を定めました。まず、1点目として“環境にやさしく快適に住み続けられる都市づくり”、2点目には“人にやさしく安全安心に暮らせる都市づくり”、3点目として“生き生きとした交流が支える魅力ある都市づくり”、そして、4点目として“市民とともに作りあげる質の高い都市づくり”としております。また、併せて住宅マスタープランなどの関連計画との整合も図りながら、引き続き、素案の作成を進めていきたいと考えております。

次に、項目6の今後の都市づくりの方向性の案について説明いたします。現行のマスタープランでは、中心市街地を中心とした集約型都市構造を目指しており、今回の改定マスタープランにおきましても、現行の集約型まちづくりについて継承し、さらに具体的な方向性を示すため、駅を中心とした3つの都市拠点が必要と捉え、それぞれの拠点を中心とした集約型都市構造を目指そうと考えているところです。

それでは最後に、項目 7 の将来都市構造図の案について説明いたします。将来都市構造図について、現行の都市計画マスタープランでは、同じ方向性を持った土地利用のまとまりと位置づけた「4 つのゾーン」、人やもの・情報が集まり、交流が生まれる場所を位置づけた「4 つの拠点」、人やもの・情報などの交流の活性化を促すネットワークと位置づけた「軸」から都市構造の枠組みを設定しておりますが、改定マスタープランでは、新たに 2 つの拠点と 1 つの軸を加えようと考えております。具体的に申し上げますと、まず、1 つ目の拠点としては、上牧駅を中心に上牧都市拠点として、2 つ目の拠点としては、にぎわい文化交流拠点として、安満遺跡芝生公園等の整備構想が今後具体化されていくことから、加えております。また、新たな地域連携軸として、(仮称)高槻東道路を新名神高速道路と併せて整備されることから、加えるものでございます。今後は、ただ今申し上げました内容について、地域別構想の検討などを行いながら、9 月の素案の作成に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、報告案件 1 の説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただ今事務局の方から説明報告を頂きました。何かご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

(C 委員)

異議なし

(会長)

よろしいですか、これは報告をうけたので、ということでございますけれど、2 つだけ私の感想なんですけれども、1 つはですね、1-3 ですが、都市づくりの課題とありますが、特に 1 番目ですが、人口減少社会を見据えた集約型の都市づくり、これは誠にそう思うのですが、高齢化の進行という話がですね、高齢社会という話が、パッと見ただけではなかなか出てこなかったのですけれども、人口構造、人口が減ることもそうですけれども、高齢化社会の進行に関しても、これから都市としてどういうふうな見方をしていくのかなというのがひとつ、2 点目なんですけれども、1-6、1-7 最終的な都市づくりの方向性、集約型都市構造ですが、たしかにこういうふうにプランを作っていくのは大事だと思うのですが、これをどう実現していくかという戦略的なプロセス、戦略的なプログラムというのがないと、何となくこういう絵にかいたようなものに出くわしてしまう恐れがあるので、そういうことについてもこれからご議論いただければいいんじゃないかなと、感想といたしますか、印象として拝見させていただきました。

他に何かご意見ございませんか。

(E 委員)

要望だけ。市総合計画総合戦略プランとの関係ですが、同時期に期間が設定されるわけで、市総合計画の方は審議会でも議論いただいています。どちらかというと、今度の総合計画の戦略プラン(案)は非常にコンパクトな簡素な内容になっています。逆に都市計画マスタープランのほうが比重としては、この 10 年間のそれぞれの各地区の生活圏ごとの将来像みたいなものが、より具体性

を増す。従来の総合計画との関係でいうと、都市計画マスタープランの比重が高くなるのかなどという感じはせざるをえないです。今後の最終計画の作成の際に、従来の総合計画との関係でいうと、都市計画マスタープランの比重が高くなっているという部分をどう位置づけをするのか、そういうことについてはしっかりと議論しながら作成していただきたい。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見、要望等ございましたら。

よろしいでしょうか。そしたら報告案件 2 の方に移りたいと思います。こちらにつきまして、事務局の方からご説明よろしくお願ひします。

(事務局)

それでは次に、報告案件 2 の「高槻市景観条例に基づく景観重点地区の指定について」ご説明させていただきます。本案件は、この 6 月 30 日に、JR 高槻駅北東地区について景観重点地区に指定の計画提案がありましたので、今後、本市としましても、所定の手続きを経て、景観重点地区の指定に向けて取り組んでまいりたいと考えているものでございます。それでは、お手元の資料で説明申し上げますと、本日ご説明させていただく項目は、目次にもございますように、1 の高槻市における景観行政以下 3 項目で、参考資料として高槻市景観基本計画・景観計画の概要版を添付してございますのでよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、資料の 2-1 ページ、項目 1「高槻市における景観行政」についてご説明させていただきます。(1)の高槻市の景観行政の経緯でございますが、従前は、1.で示すとおり大規模建築時の景観配慮にかかる行政指導を、高槻市都市景観形成要綱や大阪府景観条例に基づき、平成元年より行ってまいりました。その後、2.の景観法に基づく総合的な景観行政として、景観法の施行を踏まえ、本審議会でもご意見をお聴きしながら、平成 21 年 3 月に高槻市景観条例を制定し、現在、条例等に基づく各種の取組を行っているところでございます。

次に、(2)の高槻市景観条例に基づく景観行政の概要ですが、まず、本市景観条例は、市・市民・事業者の責務、景観基本計画・景観計画の策定、景観重点地区などの仕組みを定めたものでございます。次にその下段の景観基本計画では、高槻市の良好な景観形成を推進するための全体的なスキームを示したものでございます。また、景観計画では、景観法に策定が規定されているもので、主に規制方策について定めているものです。

次に、(3)景観基本計画の概要の抜粋としまして、1.高槻市の景観特性、2.高槻市の景観形成の目標、その他、3.景観重点地区への指定として、「個々の地域特性が色濃く反映されている地区や、重点的に良好な景観形成に取り組むべき地域」を「景観重点地区」として位置づけるとしております。この景観重点地区の候補地区として、JR 高槻駅周辺をその候補の一つとしておりましたが、この度、景観重点地区の指定に向けた景観計画の提案がありましたことから、本日はこの概要について説明をさせていただきます。

2-2 ページをご覧ください。提案のあった対象区域は、JR 高槻駅北東地区都市開発事業区域内の 9.3 ヘクタールで、その位置は資料下段の図にお示ししております。提案者は「JR 高槻駅北東地区開発事業まちづくり協議会」と申しまして、JR 高槻駅北東地区において都市開発事業を推進している事業者で構成された組織で、この 6 月 30 日付けで本市が提案を受理しております。また、

この提案については、区域内の土地所有者等の全員の同意を得られております。次に、提案項目としましては、1の景観重点地区としての基本方針、以下5項目でございます。

最後に、2-3ページの項目、3の景観重点地区指定に向けた今後の予定についてご説明させていただきます。今回の提案内容を踏まえて、景観計画策定主体者としての本市といたしましては、本年9月頃に、景観計画の素案を作成し、景観審議会でのこの素案についてのご意見をお伺いする予定としています。また、11月頃には、本審議会でも中間報告をさせていただくとともに、パブリックコメントを実施する予定です。その後、来年の2月頃には本審議会にて景観計画の案についてのご意見をお伺いし、続く、3月には、条例改正を議会にお諮りすることで、景観重点地区の指定、景観計画の改定及び告示を行っていく予定としております。

以上で報告案件2の説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただ今の報告につきましてご意見ご質問頂ければと思います。いかがでしょうか。

(D 委員)

はい、すいません。

景観の問題であるんですけども、関大前の旧西国街道ですけども、一番東の所ですね、道路が一番狭くなっている所で花壇か何か木を植える様に今計画されていると思うんですけども、奥はいいんですけど、前は歩道も狭くなるし車道も狭くなる。それにもかかわらず、景観上、木か何か植えようとしておると思うんですけども、人命を守る立場からいうたら、歩道を広くし、車道も確保したらんと、そのへんをきちんとせんと事故も起こすやろうし、私が言いたいのは、中の方は景観は逆にいらんんじゃないかなと思います。ちょっとここで言っているのかどうか分からないですけど、それを考えて欲しい。通った人はわかると思うんですけど、中の方にも木を植えるような計画があるのでそれをちょっと考えて欲しいと思います。

(会長)

事務局のほうから。

(事務局)

今、D委員の方から北東地区に関してのご意見いただきましたが、まず北東地区に関しましては、非常に高層な建物が多いと、こういったところで環境アセスの関係から防風植栽こういったものをやるべしといった区域になっております。そういったところで、やはり歩道並びに民地側の所については、そういう植栽というものは、一定必要なものという形で認識してございます。

またもうひとつ、今回は区域内でございますが、委員がおっしゃったような東側についての区域外の所、要するに新たにできる道路と既存道路がつながっていくところ、こういったところで非常に狭くなっていくということがございます。

これにつきましては、当然あの部分については道路管理者である本市としましても、その周辺の状況、交通状況こういったものについて、応急的な処置、そういったものも出来るかどうか、

それは今後、検討していきたいというふうに思っておりますのでひとつよろしく願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

(D 委員)

検討していきたいということは、どっちになるかわからないけれど、奥の方はいいと思うんです。中は狭くなるから歩道も狭くなるから交通の安全を守れへんということ。あこらへん、関大生とかようけ通りはるので、それを考えて欲しいと言っているわけです。景観より命なんです。

(事務局)

おっしゃる通りで、とくに歩行者の方々の通行量等もでございますので、そういった歩道、こういったことも十分視点に入れて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会長)

はい。

(B 委員)

私は今の問題は別問題として、この中で高槻市としてはじめて、うちの中で景観重点区域を定めるということで、大変意義のある事業だと思います。

これはあの地域、新しい街をまったく作るわけですから、あそこでの景観ということの定義が、これから高槻市街地の街の在り方みたいなことも決めていくという大変重大なことです。ある意味では期待しているわけです。ですからそのことをモデルに高槻市内全域にどうやって広げていくかといった観点からしてですね、おっしゃった安全の問題もありますけども、やはりあそこにへんな看板が出来るとかそういうことでなくて、誰が見てもほんとにきれいな街並みと、そういったようになるようにひとつ検討してやっていただきたいと、このように思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございますか。

よろしいですか。

今いただきましたようなご意見をもとに、これからご検討いただけたらありがたいというふうに思います。

事務局の報告案件は以上でございます。

今のお話を伺っておりますと、11月頃に第2回の審議会があって、それぞれご報告いただきました案件1につきましても中間報告させていただくということになりますので、委員の皆様には、11月頃には審議会を開催させていただくと、どうかよろしく願いいたします。そうしたら事務局の方からその他何かございましたら。

(事務局)

今、会長の方から言っていただきましたけれども、今年度の審議会の開催予定でございますけれどもあと2回ほど予定をさせていただいております、次回は11月頃、あと1回は2月頃予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

閉会

(会長)

はい、ありがとうございました。以上で報告終わります。審議の案件につきましても全て終わりました。

以上を持ちまして平成22年度第1回目の高槻市の都市計画審議会を終了させていただきたいと思っております。みなさん御多忙のところ、それからご意見たくさん言っていただきありがとうございます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。お疲れ様でした。